

市たばこ税

1. 市たばこ税を納める方(納税義務者)

市内のたばこ小売店にたばこを売り渡す製造たばこの製造者(日本たばこ産業(株)など)、特定販売業者(輸入業者)、卸売販売業者です。

2. 税率と税額の計算方法

税率は1,000本につき6,552円です。(令和3年10月1日～)

$$\boxed{\text{売渡本数}} \times \boxed{\text{税 率}} = \boxed{\text{税 額}}$$

3. 申告と納税

市たばこ税を納める人が、前月中の売渡本数、税額などを翌月末日までに申告し納めることになっています。

○参 考

標準小売価格 580 円(20 本入り)の製造たばこの場合(令和8年4月現在)

区 分	税 額	割 合
市 た ば こ 税	131.04 円	22.6%
県 た ば こ 税	21.40円	3.7%
国 た ば こ 税	136.04 円	23.5%
国たばこ特別税	16.40 円	2.8%
消 費 税	52.73 円	9.1%
合 計	357.61 円	61.7%



たばこは市内で買いましょう！

たばこ税は、たばこの小売価格の中に含まれており、実際に税金を負担するのは、たばこを買う方です。同じ銘柄のたばこならどこで買っても同じ価格ですが、中に含まれている税金のうち、市たばこ税は小売店のある市の収入となります。したがって、市内の小売店でたばこを買っていただくことにより、守谷市の財政が少しでも豊かになります。